

# 自然環境保全等基本方針

平成12年3月17日

愛知県告示第208号

## 第1章 自然環境保全等に関する基本構想

### 1 自然環境保全の基本的考え方

我々は、古くから自然の大きな恵みに支えられ、健康で文化的な生活を営むとともに、四季折々に移り変わる自然とのふれあいにおいて繊細で優雅な独特の文化的伝統を継承してきた。

特に、人間の生存の基盤である自然環境は、日光、大気、水、大地とこれらにより育まれた生物などを構成要素としており、それぞれが微妙な均衡を保つことにより生態系は成り立っている。

しかしながら、近年、都市化、工業化の進展や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの定着などが、環境に様々な負荷をもたらしており、それらを要因とする地球の温暖化や野生生物の種の減少等の地球規模の環境問題は、複雑化、多様化するとともに、その影響が広範囲に及んでいる。

自然環境が損なわれる状況が今後も続けば、やがて人間を含む生態系の存続を揺るがすような状況に至ることとなる。このため、現代の社会経済活動や生活様式のあり方を自ら問い直し、自然との共生が図られるように、生産と消費のパターンを循環型の持続可能なものに変えて、豊かな自然環境を将来にわたって維持していかなければならない。

こうした認識に立って、我々は、生態系の一員として生存していることを自覚し、生物多様性を確保しながら、自然と末永く共生できるように、人間活動を自然のバランスを崩さない範囲にとどめるよう努力しななければならない。

言い換えれば、県民一人ひとりが健康で快適な生活を営むためには、豊かな自然が人間生活にとって必要不可欠なものであることを認識し、身近な自然を含めてその価値を適正に評価し、自然を大切にす精神を身につけるとともに、現在及び将来の県民が自然の恩恵を享受できるよう循環型の持続可能な社会経済システムの構築を目指し、人と自然との共生を積極的に図っていかなければならない。このような見地に立って、土地利用についても、自然環境の保全に十分配慮し、適切な規制と誘導を図り、豊かで快適な環境の創造に努めなければならない。

### 2 自然環境の概況と特性

本県は本州中部の太平洋岸に位置し、県の東北部では海拔 200メートル以上の丘陵地

を形成し、さらに長野県との県境では、1,000メートル以上の山地となっている。県の西部及び南部には、木曾川、庄内川、矢作川、豊川等によりつくられた平野が広がっている。海洋部は知多・渥美の二つの半島により伊勢湾、三河湾を形成し、湾口部等には島嶼<sup>しよ</sup>が点在している。

地質的には、低平な平野部は沖積層や洪積層からなり、丘陵部は、第三紀層と花崗岩<sup>こうがん</sup>、花崗閃緑岩<sup>かこうせんりよくがん</sup>等を主としている。また、豊川、天竜川の谷に沿って通る中央構造線により大きく区分され、北西部には領家変成帯<sup>りょうけへんせいたい</sup>・美濃帯、南東側には三波川変成帯・秩父帯が帯状に分布しており、本県の自然景観は、海岸美から、渓谷美に至るまで比較的变化に富んだものとなっている。

気候は、太平洋を流れる黒潮の影響を受けて一般に温暖で、夏期多雨、冬期少雨型となっている。気候区分は大部分が暖帯に属するが、奥三河山地の一部が温帯に属する。

植生はほとんどが照葉樹林帯に属するが、平野部は古くから宅地、農地等として土地利用が進み、自然植生であるシイ・タブを中心とした植生は社寺林等にわずかに残っている状況である。一方、丘陵部から山地部においては、多くの部分がスギ・ヒノキを中心とした人工林となっているが、都市近郊の丘陵部を中心にコナラ・アベマキ等の二次林の地域も見られ、いわゆる「里山」を形成している。

植物種としては、気候条件や地形・地質などの本県の多様な自然環境を反映し、シデコブシ、シラタマホシクサなどの「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方特有の湿地、疎林に依存する多くの種が確認されている。

さらに、野生動物については、丘陵部や山地部を中心に哺乳類、鳥類、両生類、魚類、昆虫類等が比較的豊富に分布している。また、伊勢湾や三河湾の沿岸域の干潟や藻場には、多くの底生生物、魚類、鳥類等が生息しており、特に、庄内川・新川・日光川河口や汐川河口の干潟は、全国有数の渡り鳥の休憩地あるいは越冬地となっている。そのほか県内の各地には、学術上又は郷土的に貴重な生物も生息している。

このように、県内の各地域には、多様な自然があり、県民の生活や文化などとも密接に関連し、多くの恵みをもたらす貴重な財産となっている。

しかしながら、これらの自然は、近年の社会経済の変化や都市化の進展など、拡大を続ける人間の様々な活動により影響を受けて減少し、都市部周辺の身近な自然を中心に改変が進行している。

こうした状況の中で、自然環境の保全等に対する県民の関心は、ますます高まっており、残された自然環境を積極的に保全することが必要となっている。

### 3 自然環境保全等の基本的施策の方向

自然環境保全及び緑化の基本的施策は、県民の意思を十分反映するとともに、確保すべき適正な自然の質と量とを科学的に検討し、それを明確にしたものでなければならぬ

い。しかしながら、この種の施策の確立には、人間活動の限界の設定等極めて困難な課題を伴い、現在直ちに明確にできない状況のもとでは、自然環境の保全について将来に禍根を残すことのないよう先取りのなより積極的な姿勢で対処することが必要である。

すなわち、山地、里地、平地などそれぞれの自然について、人と自然の共生の観点から、現存する自然を適正に保護するとともに、生態系や生物多様性への十分な配慮の下、多様な緑を創出していくことも必要である。そのため、貴重な植生、野生動植物、地形、地質等のすぐれた自然は、次世代の財産として引き継がれるよう十分な面積にわたって保全を図るとともに、里山等身近な自然については、人と自然との共生の場あるいは人と自然とのふれあいの場として、新たな観点から保全を図っていくことが必要である。

また、自然を永続的に活用する営みである農林水産業に関しては、それが有する環境保全の役割を高く評価し、健全な育成を図る必要がある。

さらに、特に、緑の少ない都市地域を中心とする生活空間には、より健康で快適な環境を確保するため、積極的に緑を導入するとともに既存の緑を保全し、活用していくことも必要である。

こうした県土に存在する多様な自然を体系的に保全するためには、県民、民間活動団体、企業等とのパートナーシップを図るとともに、各種関係制度を有機的に運用しながら、国際的な協調を図り、取組を進めることも必要である。

以上の前提に立った当面の自然環境保全等の基本的な施策は、次のとおりである。

#### (1) 多様な自然の体系的保全

ア 野生動植物、地形、地質等で形成されるすぐれた自然地域、すぐれた自然の風景地、野外レクリエーションに適した自然地域、学術上、文化上価値の高い自然物等は、人間との関係において欠くことのできない良好な自然であり、適正に保護するとともに、必要に応じ復元、管理、整備する。

イ 一般的な自然環境を有する地域についても、1ヘクタールを超える規模の宅地の造成などの行為がなされる場合は、地域住民の良好な自然環境を確保するため、植生の回復等、自然環境の保全に努める。また、1ヘクタール以下の規模の行為についても、自然環境の保全が図られるよう事業者の協力を求めていく。

ウ 自然の物質循環に生産力の基礎をおく農林水産業が営まれる地域は、食糧、林産物をはじめとする資源の供給面だけでなく、県土の保全、水源のかん養、大気、水質の浄化等自然のバランス維持という面においても必要不可欠なものであり、その環境保全能力を適正に評価し、健全な育成を図る。

さらに、山地の森林は、十分な環境保全機能を発揮させるために、適切な管理を推進する。また、都市及びその周辺における農業地域は、自然環境保全上の重要な役割を有しており、都市の良好な環境を維持するためにも十分配慮する。

エ 身近な自然である里山、河川、ため池、干潟等は地域住民と自然とのふれあいの場として、また多様な生物が生息・生育する場として重要であるばかりでなく地域の環境保全の面で大きな役割を果たしており、適切に管理し、保全・利用を図る。

さらに、市街地内の樹林地等についても、適切に管理し、保全に努める。

オ 都市地域においては、生活環境の健全な確保を図るため、緑化を促進する。特に緑化が必要と認められる地区については、先導的にその緑化を推進する。また緑や水辺空間の回復・創出に当たっては、生物の生息・生育空間の管理・確保に努める。

カ 保全すべき自然地域は、その特性に応じて適切に管理されなければならない。このため、管理体制の整備に努めるとともに、必要な民有地の買上げ等に努める。

## (2) 大規模開発行為における自然環境保全への配慮

自然環境に著しい影響をもたらすおそれのある大規模な各種の行為が行われる場合は、事業主体により必要に応じ、当該行為が自然環境に及ぼす影響を事前に把握し、その影響を回避・低減するための環境保全措置を優先的に検討し、その環境保全措置が困難であることが明らかとなるときは、代償措置等の適切な措置が検討されるよう努める。また、事業主体により、これらの措置が、事業計画に適切に反映され、自然環境への負荷の低減が図られ、住民をはじめとする関係者の理解と協力を得て事業が実施されるよう努める。

なお、行為後においても、自然環境の保全を図るための適切な措置が講じられるよう努める。

## (3) 調査研究体制等の拡充

自然のメカニズムについては、解明されていない部分が極めて多いし、緑化については、その目的が多様であり、高度な緑化技術が必要とされる。したがって、生態系の保全、生物の生息・生育空間の創出技術や緑化技術等に関する研究を進めるため、調査研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び研究の成果を具体的施策に反映させる技術者の養成を図る。また、各分野での情報、標本資料等を収集し、一元的に提供できる情報システム等の構築に努めるとともに、展示・情報発信・教育的機能も備えたフィールドの確保や拠点の整備等に努める。

## (4) 現況把握調査等の実施

自然環境の現状を的確に把握するため、植生、野生動植物、地形、地質等の調査や緑化のための基礎調査を実施する。さらに、絶滅のおそれのある種については、その実態を把握するための調査を実施するとともに、これらの調査結果を自然環境保全等に関する具体的施策に反映させる。

また、これらの自然環境保全等に関する調査結果については、可能な限り公表に努める。

#### (5) 普及啓発等の推進

自然環境の保全や緑化の推進を図るためには、県民一人ひとりが、自然に対する理解と認識を高め、自ら積極的に保護・保全に取り組むことが何よりも必要である。

このため、国、市町村、その他関係民間団体等との連携・協力の下に、学校や地域社会において自然環境保全に関する教育・体験学習の推進、指導者の育成等、あらゆる機会をとらえ自然環境の保全や緑化に関する知識の普及、思想の高揚に努めるとともに、幅広い県民運動の展開を図る。

#### (6) 民間活動団体への支援

自然環境の保全や緑化の推進を目的とする団体の健全な育成を図るため、自主的な学習及び実践活動に対して必要な情報提供等を行う。

#### (7) パートナーシップの形成

自然環境保全等に関する施策の策定・立案・実施に当たっては、幅広く県民の意見を把握するための広聴施策を促進し、インターネットなども活用し、県民参加の推進を図る。また、県民、民間活動団体、企業、行政といった環境保全の取組を行う各主体間のパートナーシップを形成することにより、地域を挙げた自然環境保全活動を推進する。

#### (8) 野外レクリエーション施策との調整

自然とふれあう健全な野外レクリエーションは、県民生活において重要な役割を果たしている。しかし、その施設が一定の地域に過度に集中すれば、すぐれた自然を破壊するおそれもあるので、自然環境の適正な保全を図る立場から野外レクリエーション施策との調整を図る。

#### (9) 国際協力の推進

地球的規模の環境問題の広がりに対応するため、従来からの研修生・調査団の受け入れや専門職員の派遣等の国際協力に加えて、自然環境保全のためのデータやノウハウの蓄積に努め、諸外国との情報交流を進めるとともに、人的交流等の充実に努める。

#### (10) 関係行政部門との連携・強化

ア 愛知県環境基本計画等各種自然環境に関連する計画との連携を相互に図り、自然

環境の保全及び緑化の推進に努める。

イ 自然環境保全とかかわりを持つ県の関係部局は、土地利用や環境に関する会議等において、自然環境の適正な保全を推進するため、相互に連絡調整を図るよう努める。

ウ 県内の自然環境保全等施策が円滑に進められるように市町村行政との連携を図る。さらに、県域を越えた広域的な対処を必要とするものについては、隣接県や中部各県との協力体制の確立に努める。

以上のような自然環境保全施策や緑化施策は、県民の理解と協力の下に、市町村、民間団体などとの連携を密にし、恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐという共通認識を持ち、国の施策とあいまって、強力に展開しなければならない。このためには、開発行為に対する規制・指導、土地のもつ公共的性格の重視などについて、積極的に対処しなければならない。同時に、県土の保全とその他の公益との調整に留意しながら、自然環境の保護・保全のための負担の公平化、地域住民の生業の安定及び福祉の向上、財産権の尊重等のため必要な施策を総合的見地から講じていく必要がある。自然の恩恵の享受と保全に関し、受益と負担の両面にわたって社会的公正が確保されてこそ、自然環境の適正な保全が図られるものである。

## 第2章 愛知県自然環境保全地域の指定等に関する基本的事項

愛知県自然環境保全地域は、すぐれた自然を保全するために指定するものであり、県民の良好な生活環境又は生態系を維持する上に重要な部分を占め、「自然環境保全等に関する基本構想」に基づき、県土全域を対象として適正に選定され、保全されなければならないが、それらについての基本的事項は、おおむね次のとおりである。

### 1 愛知県自然環境保全地域の指定方針

次の(1)に掲げるすぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域等で、一定の広がりをもつものについて、農林漁業等地域住民の生業の安定、福祉の向上等自然的社会的諸条件を配慮しながら、指定を図るものとする。特に(2)に掲げる地域については、速やかに指定を図るものとする。なお、その指定に当たっては、当該地域に係る住民及び利害関係人の意見を十分聴いて行うものとする。

#### (1) 愛知県自然環境保全地域指定の要件

ア すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）

イ 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域

- ウ その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域
- エ 植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域

## (2) 愛知県自然環境保全地域指定の優先基準

- ア 人の活動による影響を受けやすい湿原、海岸植生等の弱い自然で、ひとたび破壊されると復元困難な地域
- イ 自然環境の特徴が特異性、固有性又は希少性を有するもの
- ウ 当該地域の周辺において開発が進んでおり、又は急激に進行するおそれがあるために、その影響を受け、すぐれた自然状態が損なわれるおそれのあるもの

## 2 愛知県自然環境保全地域の保全施策

愛知県自然環境保全地域の保全対象である特定の自然環境を維持するため、自然環境の状況に対応した適正な保全を図り、必要に応じて積極的な復元を図るものとする。

- (1) 当該地域の生態系構成上重要な地区及び生態系の育成を特に図ることを必要とする地区又は特定の自然環境を維持するため特に必要がある地区等で、保全対象を保全するために必要不可欠な核となるものについては、その必要な限度において、特別地区に指定し、保護を図るものとする。
- (2) 当該特別地区における特定の野生動植物で稀有<sup>けう</sup>なもの、又は固有なものを保存する必要がある地区については、野生動植物保護地区を指定し、保護を図るものとする。
- (3) 普通地区については、それが有する緩衝地帯としての役割が十分維持されるよう保全を図るものとする。
- (4) 当該地域内において自然環境に損傷が生じた場合には、当該自然環境の特性と損傷状況に応じ、速やかに復元又は緑化を図るものとする。
- (5) 当該地域が小面積である場合には、地域外と接する部分の取扱いに特に注意を払い、必要に応じて樹林帯等を造成し、保護を図るものとする。
- (6) 当該地域においては、現地管理体制を確立し、適正な保全を図り、必要な保全事業を実施するものとする。
- (7) 当該地域において、保全対象を保全するために特に必要な土地又は木竹の公有化を図るよう努めるものとする。
- (8) 県土の保全その他の公益との調整、住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮するものとする。

### 3 愛知県自然環境保全地域と愛知県立自然公園等との調整

- (1) 愛知県自然環境保全地域の指定は、自然公園の区域外において行うものとする。ただし、現に愛知県立自然公園の区域に含まれているすぐれた自然の地域にあっては、当該地域の自然の特質、周辺の自然的社会的諸条件を検討し、特に必要があると認められる場合においては、愛知県自然環境保全地域に移行させるものとする。
- (2) 都市計画区域においては、愛知県自然環境保全地域の指定は、原則として市街化区域については行わないものとし、その他の区域については、良好な都市環境の形成を目的とする緑地保全地区と重複しないようにする等の調整を図りつつ行うものとする。

## 第3章 身近な自然環境の保全に関する重要事項

### 1 身近な自然環境の保全の必要性

雑木林に代表される里山やその周辺の農地、草地、水辺等の身近な自然は、多様な生物が生息・生育する場であるとともに、自然のバランス維持という環境保全機能などを有するほか、人々に潤いと安らぎを与えてくれるものとして、再認識され、地域の快適な環境の創造にとっても、ますます重要となってきた。

こうした観点から、今後は、このような身近な自然に対しても、貴重な財産として将来の世代に継承していくため、その地域特性に応じ生態系の保全に配慮して、十分な自然保護施策を講じるとともに、適切な維持管理や効果的な活用について検討することが必要である。

### 2 身近な自然環境の保全に関する施策

里山の適切な利活用、自然環境を豊かにする野鳥や小動物等とのふれあいができる環境の保全・創出、さらに自然との共生が実感できる場の保全・整備を積極的に進めるものとし、その施策は、おおむね次のとおりである。

- (1) 里山等の自然は、人と自然との長年にわたるかかわりの中で形成されてきたものであり、多様な生物が生息・生育する場としても重要な自然であるので、新たな里山と人との関係を築き上げ、自然環境に配慮した利用と適正な保全に努める。さらに、人と自然とのかかわりを体験できる場の確保に努める。
- (2) 河川、ため池、干潟等の水辺環境は、陸地と水面の接する特有な環境を有し、地域の多様な生物を育む重要な自然であるので、地域の自然の核として、また自然とのふれあいの場として、その確保に努める。特に、自然の少ない市街地周辺に残された河川敷、ため池、水路等については、生物の生息・生育空間として、その保全・回復・創出に努める。

また、公共工事等の実施に当たっては、生物が生息・生育し続けられるよう生態系

への配慮に努める。

- (3) 特に、豊かな生態系を有しており、自然とのふれあいや環境教育の場として適している地域については、将来的に保全すべき地域として位置付け、地域住民、関係市町村などの協力を得て、その保全に努める。また、身近な自然環境の保全には、地域住民等の自発的な活動の盛り上がりが期待されているため、県民等の自主性を尊重しながら活動体制の確立、活動の場や情報の提供等の支援を積極的に進める。

## 第4章 緑化の推進に関する重要事項

### 1 緑化の必要性

森林や樹木などの緑は、人々に潤いと安らぎを与えるとともに、快適な生活環境を構成する要素として、また、私たちの多様な活動の基盤として、年々その重要性を増している。最近では地球の温暖化や熱帯雨林の減少など地球環境問題の顕在化や社会情勢の変化によって、緑がもたらす恵みが大きく見直されている。

さらに、公園や街路樹などの都市の緑、農地や里山などの近郊の身近な緑、森林などの山間の緑といった様々な緑は、人間生活にとって必要な経済的価値、国土保全的価値、保健的価値など多方面の効用に加えて、生態系の保全や人と自然との共生という観点からも不可欠な存在であり、その保全・確保が重要となっている。

したがって、我々が健康で文化的な生活を維持するための環境緑化は、既存の都市地域における生活環境を整備する最も有効な手段である。また、新市街地の形成、企業立地等における環境緑化は、県民共有の社会資本を充実する上において必須の条件となる。

さらに、既存の緑を適切に保全・活用して、次世代に残していくことも重要である。

もとより、これらは、国の施策とあいまって、県、市町村及び民間事業者等の積極的な参加と協力のもとに取り組まなければならない。

### 2 緑化の推進に関する施策

快適な生活環境の形成に資するため、都市地域を中心とする生活空間に多様で質の高い緑を積極的に創出する。また、身近な緑の保全や活用にあたっては、自然環境に配慮した各種緑化施策を実施するとともに、県民や民間事業者の自主的な行動によって緑化活動が展開されるような土壌づくりを目指す。このため、各種関係制度を有機的に運用することとし、その施策は、おおむね次のとおりである。

- (1) 緑豊かなまちづくりを推進する。

- ア 公共施設の緑化を推進する。
- イ 私有地や民間施設の緑化を促進する。
- ウ 家庭における緑化を促進する。

- (2) 既存の緑の保全・活用を図る。
- (3) 緑化推進地区を指定し、先導的に地域の緑化を図る。
- (4) 緑化協定を締結し、事業所等について緑化を促進する。
- (5) 緑化木の需給対策を推進する。
- (6) 緑化に関する調査研究を実施する。
- (7) 緑化を推進する団体や組織の育成等に努める。